

【質問】在宅医療では、どの程度の医療が可能なのでしょうか。
(60歳、無職女性)

在宅医療

【回答】病気になるっても

できるだけ住み慣れた場所で生活したい。これは多くの人が願うことです。在宅医療はその願いをかなえるための一つの手段です。

在宅医療には、急な病気に對して患者の要請に應じて行う「往診」と、比較的病状が安定した状態の患者に對し計画的に家を訪問して診療を行う「訪問診療」の二つがあります。一般的に「在宅医療」といわれて



訪問看護で入院同様に

継続できると判断された場合や、痛みや筋力の低下などにより通院が不可能と判

断された場合にも行われる「訪問診療」のことです。

「在宅医療」と聞けば、病気がもう治らない、いわゆる「終末期に行われる医療」と考える方が多いかもしれませんが、そればかりではありません。体力の回復は十分でないが、病状が安定し自宅でも十分治療が

大きな利点です。しかし、逆に言えば、医療の素人である家族にとつて四六時中、病人を看護するのは非常に大変なことです。いつでも相談できる医師や看護師がそばにいないことは大きな不安です。この患者・家族の負担・

断された場合にも行われる「訪問診療」のことです。

在宅医療の一番の利点は、住み慣れた場所で家族と共に生活することで、いろいろな束縛がなく心の安定が図れるということです。家族にとつても病院に通う必要がなく、患者のそばで自ら

ますが、この訪問看護を活用することで、入院中行っていた医療とほぼ同じことが可能です。具体的には点滴や高カロリー輸液、胃ろうや人工呼吸器の管理、がんなどの強い痛みに対する管理などです。もちろん自宅でのがん終末期医療や、みとりも可能です。

不安を解消してくれるのが「訪問看護」です。病状に

「訪問看護」です。病状に

高齢者が増える中、病気を抱えながら自宅で生活する環境を整えることは重要な課題です。しかし、「在宅医療」のことが国民に十分に認知されているとは言い難いところがあります。

良い点、悪い点を洗い出し、議論を進める中で、人々がいつまでも住み慣れた場所で生活できるように制度をつくり上げていかねばなりません。(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。